

平成 19 年 11 月 12 日

各中学・高校長 殿
同入学試験担当者殿

社団法人 日本文藝家協会
理事長 坂上 弘

入試問題に関する要望書

当協会は、作家・劇作家・評論家・随筆家・翻訳家・詩人・歌人・俳人等、文芸家の職能団体として著作権の擁護・確立につとめ、平成 15 年 10 月 1 日からは委託者の著作権管理業務も行っております。例年、各学校等の入学試験問題（主として国語）に文芸家の作品が数多く使用され、今後も増加する状態にありますので、下記のように要望いたします。

もとより、公表された著作物を必要限度内で入学試験に用いることは著作権法（第 36 条）によって認められていることですが、出題に際し、教育的配慮の域を越えて文章をみだりに改変すること（同一性保持権侵害）や、出典を明示しない（氏名表示権・出所の明示侵害）ことが多いことはなほ遺憾なことです。これらの行為が著作者の権利を損なう行為であることはご承知の通りです。また入試問題を当該試験の受験生以外の者が閲覧できるような態様でホームページ等に掲載する場合は「著作物の使用」となり、著作権者の許諾が必要となりますこともご存知のことと思います。

以上の理由から、私たち文芸家は、貴校が今後の入学試験実施にあたり、法によって定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重して下さるよう、強く要望いたします。

当協会は、毎年、教育関係機関に対して同様のお願いをして参りましたが、事態はゆるやかにしか改善に向かわず、著作物の無許諾使用が原因となって著作権者が教材出版社や予備校・塾相手に著作権法違反で訴訟を起こすということが頻発しておりますのは、まことに残念なことでございます。

つきましては、今後貴校で実施される入学試験に文芸家の作品を使用される場合、特に次のようにご指導くださるよう、お願い申し上げます。

記

- 1、出題に際しみだりに作品を改変しないこと。
- 2、出題にあたり、出典（著作者名・作品名等）を明示すること。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）と当協会に、試験問題用紙（またはそのコピー）を添えて報告すること。
- 4、入学試験問題を当該試験の受験者以外の一般の受験者等の利用に供するために、例えば、次年度の受験生等に配布する場合、入学試験問題をホームページ等に掲載する場合、入学試験問題を各校独自の試験問題集に掲載する場合には、いずれの場合も著作物使用料が発生します。必ず著作権者の許諾（著者名、出所を明示しない場合、一部を改変するような場合には著作権者の許諾も必要です。）を得た上で使用料のお支払いをお願いします。（日本文藝家協会に著作権管理委託をされている約 3,300 名の著作者

の場合は、当協会です諾が出せます。委託者名簿は、当協会ホームページ <http://www.bungeika.or.jp/>をご参照ください)

なお当協会は、平成 16 年 12 月 16 日、「著作権利用等に係る教育 NPO」(酒井淳理事長)との間で私立中学・高校内における教材としての日常的な著作物使用、次年度の受験予定者を対象にした過去の入試問題の配布、自校ホームページへの掲載等について、一括してご報告をいただくとともに、年間補償金をお支払いいただくという協定を結び、ストレスなしに簡便に著作物使用問題を解決できるシステムを確立しておりますことをお伝えしておきます。現在、この教育 NPO に参加している私立中学・高校は、29 都道府県 339 校(中高一貫校は一校として数えています)になっております。

以上